



第56回

定時株主総会 招集ご通知

日時

2025年6月20日（金曜日）

午前10時（受付開始時間 午前9時30分）

場所

愛知県知立市中町中128番地

ホテルクラウンパレス知立

3階セントピアホール

決議事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

議決権行使期限

2025年6月19日（木曜日）

午後5時30分まで

会社法改正により電子提供制度が施行されておりますが、本年の株主総会につきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、議決権を有する全ての株主様に、従来どおり株主総会資料をお送りしております。ご出席に代えて、インターネット又は書面（郵送）による事前の議決権行使が可能ですので、是非ご利用ください。

- ・ご来場の株主様へのお土産の配布はございません。
- ・株主総会終了後の株主懇談会等の開催はございません。

社是

誠実に 確実に

企業理念



我々は何のために
存在しているのか

「環境ニーズを創造する」をテーマに
事業活動を展開し、持続可能な
社会の実現への貢献

我々はどこに行こう
としているのか

社会から必要とされる
環境リーディングカンパニー
を目指す

我々は何を大切に
しているのか

社会からより信頼されるよう、
「責任」・「挑戦」・「創造」の理念を根幹に、
与えられた役割を常に考え、
「誠実に、確実に」やり遂げる

株主の皆様へ



代表取締役社長 柳 均

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社グループは、お客様（あらゆるステークホルダー）の信用を得ることを第一目的とし、社会からより信頼される会社になるよう、日々努力してまいりました。会社の成長と安定を目指し、与えられた役割が何であるかを常に考え、「誠実に 確実に」を社是とし、「責任」「挑戦」「創造」を経営理念に掲げ、「環境ニーズを創造する」をコンセプトとして事業を展開しております。そして、廃棄物のリユース・リサイクルを通じた環境負荷低減と資源循環への取り組みや環境にやさしい製品づくりを常に実践することで、微力ながら社会に貢献してまいりました。

近年の世界的な社会環境の変化、ESGやSDGsに代表される地球規模の持続可能性（サステナビリティ）に対する意識の高まりもあり、当社グループは環境事業を中心とする事業活動を通じ、企業としての社会的責任を果たしていくことで、株主の皆様、取引先の皆様からの期待に応えていく方針です。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

目次	株主の皆様へ	2
	招集ご通知	4
	株主総会参考書類	8
	第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件	8
	第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	11
	第3号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に 対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	17
	事業報告	20
	連結計算書類	42
	計算書類	45
	監査報告書	48
	ご参考	
	株主メモ	54
	TOPICS	55

証券コード 4125
2025年6月5日
(電子提供措置の開始日2025年5月29日)

株 主 各 位

愛知県刈谷市一里山町深田15番地

三和油化工業株式会社

代表取締役社長 柳 均

第56回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第56回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第56回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.sanwayuka.co.jp/ir/stocks/meeting/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、こちらからご確認される場合は、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、本招集ご通知につきましては、法令及び定款の定めに基づき書面交付請求をされた株主様に送付する交付書面を、全ての株主様に対して送付することとしております。

ご出席に代えて、インターネット又は書面（郵送）による事前の議決権行使をすることができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権行使についてのご案内」（6～7頁）をご高覧のうえ、**2025年6月19日（木曜日）午後5時30分までに**議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月20日（金曜日）午前10時（受付開始時間 午前9時30分）

2. 場 所 愛知県知立市中町中128番地
ホテルクラウンパレス知立 3階セントピアホール
（末尾の株主総会会場ご案内をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項

1. 第56期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第56期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

第2号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している当社ウェブサイトにも修正内容を掲載いたします。

議決権行使についてのご案内

株主総会に当日ご出席されない場合



行使期限

2025年6月19日
(木曜日)

午後5時30分到着分まで

書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご返送いただきますようお願い申し上げます。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。



行使期限

2025年6月19日
(木曜日)

午後5時30分行使分まで

インターネットによる議決権行使

インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォン又はタブレット端末で読み取りしてください。

詳細は次頁をご高覧いただきますようお願い申し上げます。



株主総会開催日時

2025年6月20日
(金曜日)

午前10時

当日ご出席による議決権行使

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

※当日ご出席の場合は、インターネット又は郵送(議決権行使書)による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

株主総会ご出席の際のご留意点

- 当日ご出席の際は、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますよう、お願い申し上げます。
- 当日代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書類をご提出ください。

インターネット及び書面による議決権行使の際のご留意点

- インターネットと書面の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権の行使を有効とさせていただきます。
- インターネットで複数回議決権を行使された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

(1) インターネットでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル ☎ 0120(652)031 (受付時間9:00~21:00)

(2) 上記(1)以外のご照会(住所・株主数など)は、下記にお問い合わせください。

① 証券会社に口座をお持ちの株主様

お取引先の証券会社あてにお問い合わせください。

② 証券会社に口座のない株主様(特別口座をお持ちの株主様)

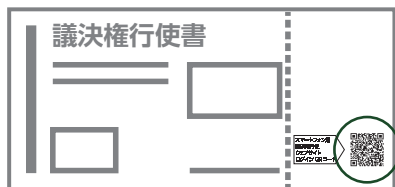
三井住友信託銀行 証券代行部 ☎ 0120(782)031 (受付時間 土日休日及び12/31~1/3を除く 9:00~17:00)

インターネットによる議決権行使のご案内

「スマート行使」によるご行使

①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

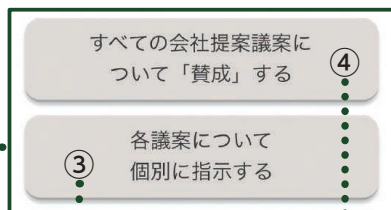
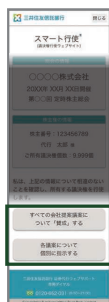
同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

②議決権行使ウェブサイトを開く

表示されたURLを開くと
議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。

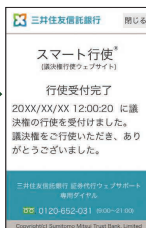


③各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

④すべての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了！



一度議決権行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」/「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。

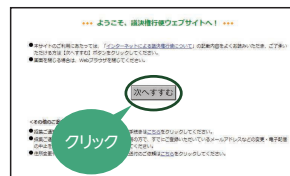
※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

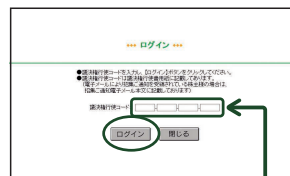
パソコン等によるご行使

①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



②ログインする

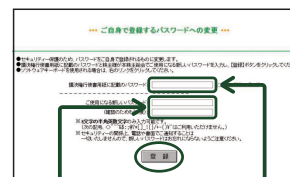


議決権行使コード

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



③パスワードを入力する



同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。

パスワード

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

本総会の終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（3名）は任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いするものであります。

監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行及び監督状況等を評価したうえで、取締役候補者として適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名		現在の当社における地位・担当		取締役会 出席状況
1	やなぎ 柳	ひとし 均	代表取締役社長	再任	16／16回 (100%)
2	くま 熊	ざき 崎	取締役 経営管理部長	再任	16／16回 (100%)
3	たか 高	だ 田	取締役 生管・DX推進部兼茨城事業所担当	再任	12／12回 (100%)

候補者番号

1

やなぎ
柳

ひとし
均

再任



生年月日

1975年11月12日生

略歴、当社における地位及び担当

1999年 4月 当社入社
2007年 5月 当社取締役管理部長
2008年 6月 当社常務取締役
2010年 6月 当社専務取締役
2012年 6月 当社代表取締役社長
2021年 4月 当社代表取締役社長執行役員（現任）

取締役会出席回数

16回／16回

所有する当社株式の数

231,000株

取締役候補者とした理由

柳均氏は、代表取締役として当社グループ経営を担っており、長期ビジョンや中期経営計画に基づき「社会から必要とされる環境リーディングカンパニー」の実現に向け事業を牽引しております。当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のために適切な人材として、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

2

くま
熊

ざき
崎

さとし
聡

再任



生年月日

1975年9月3日生

略歴、当社における地位及び担当

2002年 4月 当社入社
2015年 3月 当社東京営業所長
2019年 4月 当社管理副部長
2019年 6月 当社取締役管理部長
2021年 4月 当社取締役執行役員経営管理部長（現任）

取締役会出席回数

16回／16回

所有する当社株式の数

4,000株

取締役候補者とした理由

熊崎聡氏は、管理部門において豊富な経験と知見を有し、当社グループ事業に関する幅広い見識を活かした経営企画やサステナビリティ課題への対応等を行っております。当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のために適切な人材として、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

3

たか
高

だ
田

じゅん
淳

再任

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

ご参考



生年月日

1976年11月19日生

略歴、当社における地位及び担当

1999年 4 月 当社入社
2015年 6 月 当社製造部長兼石根工場長
2017年 6 月 当社取締役製造部長
2021年 4 月 当社執行役員製造部長
2023年 6 月 当社執行役員生管・DX推進部長兼茨城事業所担当
2024年 6 月 当社取締役執行役員生管・DX推進部長兼茨城事業所担当
2025年 4 月 当社取締役執行役員生管・DX推進部担当兼茨城事業所担当（現任）

取締役会出席回数

12回／12回

所有する当社株式の数

6,000株

取締役候補者とした理由

高田淳氏は、製造及び生産管理部門の責任者として豊富な経験と知見を有し、幅広い見識を活かした生産活動及び資源循環活動の指揮を執るほか、IT・DX課題への対応等にも取り組んでおります。当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のために適切な人材として、引き続き取締役候補者となりました。

（注1）各候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。

（注2）当社は、職務の遂行に当たり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに有用な人材を迎えることができるよう、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより取締役全員が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとしております。なお、役員等賠償責任保険の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該契約の被保険者に含まれることになります。役員等賠償責任保険の契約期間は1年間であり、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会の終結の時をもって監査等委員である取締役全員（3名）は任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の当社における地位・担当	取締役会 出席状況	監査等委員会 出席状況
1	わ だ こう いち 和 田 浩 一	取締役 再任	16／16回 (100%)	13／13回 (100%)
2	か み や しゅん いち 神 谷 俊 一	社外取締役 再任 社外 独立	16／16回 (100%)	13／13回 (100%)
3	み な み る みゆき 皆 見 幸	— 新任 社外 独立	—	—

候補者番号

1

わ だ こう いち
和 田 浩 一

再 任

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

ご参考



生年月日

1956年9月12日生

略歴、当社における地位及び担当

1979年4月 豊田通商(株)入社
2003年6月 同社機械情報企画部部长
2004年4月 Toyotatsusho(Australasia),Pty.Ltd(TTALA)代表取締役社長
2012年4月 (株)豊通マシナリー常務取締役
2015年11月 (株)エネ・ビジョン代表取締役社長
2020年6月 当社常勤監査役
2021年4月 当社取締役常勤監査等委員(現任)

取締役会出席回数

16回／16回

所有する当社株式の数

0株

監査等委員会出席回数

13回／13回

取締役候補者とした理由

和田浩一氏は、豊田通商(株)グループにおいて役員を歴任してきたことによる豊富な経営経験を有しております。今後も当社の業務執行に対し、財務やガバナンス等の観点から客観的な立場で業務執行に対する監査などの職責を果たし、経営の意思決定に参画することが当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断し、監査等委員である取締役候補者いたしました。



生年月日

1972年8月2日生

略歴、当社における地位及び担当

2002年10月 弁護士登録
濱田松本法律事務所（現 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業）入所

2012年7月 弁護士法人漆間総合法律事務所開設

2019年6月 (株)サガミホールディングス社外取締役監査等委員(現任)

2019年8月 東海ソフト(株)社外取締役監査等委員(現任)

2020年12月 正信法律事務所所長

2021年4月 当社社外取締役監査等委員(現任)

2021年9月 弁護士法人三浦法律事務所弁護士(現任)

2024年3月 (株)中外 社外取締役(現任)

取締役会出席回数

16回／16回

所有する当社株式の数

0株

監査等委員会出席回数

13回／13回

重要な兼職の状況

弁護士法人三浦法律事務所弁護士、
株式会社サガミホールディングス社外取締役監査等委員
東海ソフト株式会社社外取締役監査等委員、株式会社中外社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

神谷俊一氏は、弁護士としての幅広い業務経験及び法律に関する専門的知見を有しており、当社の業務執行に対し独立した立場から監査を実施する等の職責を果たしております。同氏は社外役員としての職歴以外で会社経営に関与したことはありませんが、同氏の高い専門性により、今後も独立した立場から法務を中心とし、当社取締役会における重要事項の決定及び業務執行の監督、企業経営の健全性の確保、コンプライアンス経営の推進に十分な役割が期待されることから、監査等委員である社外取締役候補者となりました。



生年月日

1972年8月16日生

略歴、当社における地位及び担当

1998年10月 中央監査法人名古屋事務所入所
 2002年3月 公認会計士資格登録
 2005年7月 財務省東海財務局検査総括課出向
 2009年1月 かがやき監査法人入所
 2010年4月 税理士開業登録、皆見幸会計事務所開設 同所所長（現任）
 2016年6月 ㈱コメ兵ホールディングス社外取締役監査等委員（現任）
 2019年4月 愛知県公立大学法人監事（現任）
 2020年11月 山八商事㈱社外監査役（現任）
 2023年4月 太洋基礎工業㈱社外取締役監査等委員（現任）

取締役会出席回数

—

所有する当社株式の数

0株

監査等委員会出席回数

—

重要な兼職の状況

皆見幸会計事務所所長、株式会社コメ兵ホールディングス社外取締役監査等委員
 愛知県公立大学法人監事、山八商事株式会社社外監査役
 太洋基礎工業株式会社社外取締役監査等委員

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

皆見幸氏は、公認会計士としての幅広い業務経験及び財務・会計に関する専門的知見に加え、監査法人での経験から企業経営を監査、監督する十分な見識を有しております。同氏は社外役員としての職歴以外で会社経営に関与したことはありませんが、同氏の高い専門性により、独立した立場から財務・会計を中心とした監査、当社取締役会における重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割が期待されることから、監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。

- (注1) 各候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
- (注2) 神谷俊一氏及び皆見幸氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
- (注3) 神谷俊一氏の当社監査等委員である社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって4年2ヶ月となります。
- (注4) 当社は、和田浩一氏及び神谷俊一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。和田浩一氏及び神谷俊一氏が再任された場合は、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、皆見幸氏の新任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を新たに締結する予定であります。
- (注5) 神谷俊一氏及び皆見幸氏は、当社が株式を上場している(株)東京証券取引所の規則等に定める「独立役員」の候補者であります。
- (注6) 当社は、職務の遂行に当たり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに有用な人材を迎えることができるよう、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより取締役全員が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとしております。なお、役員等賠償責任保険の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該契約の被保険者に含まれることとなります。役員等賠償責任保険の契約期間は1年間であり、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 役員等の構成 (2025年6月20日以降の予定)

議案が承認された場合の当社の役員等が有する専門性や経験は以下のとおりであります。

地位	氏名	独立性 (社外)	企業経営 経営戦略	ESG SDGs	財務・ 会計	法務・ リスク管 理	営業・ マーケテ ィング	製造・ 品質	研究開発
取締役 執行 役員	柳 均		●	●			●	●	●
	熊崎 聡		●	●	●	●	●		
	高田 淳		●	●			●	●	
取締役 監査等 委員	和田 浩一		●	●			●		
	神谷 俊一	●		●		●			
	皆見 幸	●		●	●				
執行 役員	山下 昭彦		●	●			●		
	小河源浩一		●	●		●		●	
	柳 至		●	●					●
	谷口 隆司		●	●	●				

(注) 上記一覧表は、役員等の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2021年4月2日開催の臨時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に對して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案より支給される報酬は、①当社の普通株式、あるいは②当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権とし、対象取締役は、当社の取締役会の決議に基づき、当社の普通株式の発行又は処分を受けるものといいたします。

本議案に基づき支給される報酬としての当社の普通株式又は金銭債権の総額は、年額100百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といいたします。

なお、本議案に基づき支給される報酬として、対象取締役に對して、金銭債権を支給せずに当社の普通株式を支給する場合、当該普通株式は、対象取締役の報酬として発行又は処分されるものであり、当該普通株式と引換えにする現物出資財産としての金銭債権の払込みを要しないものといいたしますが、対象取締役に對して支給する1株当たりの当社普通株式の額は、当社の普通株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該発行又は処分される当社の普通株式1株当たりの金額として算出いたします。

一方、本議案に基づき支給される報酬として、対象取締役に對して、譲渡制限付株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権を支給する場合には、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものといいたします。この場合における1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

対象取締役に對して発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年20,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といいたします。

また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名（うち社外取締役0名）ですが、第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認可決されまると、取締役

(監査等委員である取締役を除く。)は3名(うち社外取締役0名)となります。

また、本議案に基づく、対象取締役に対する当社の普通株式の発行又は処分及びその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針(なお、当該方針の内容は、当社の第56期事業報告33頁をご参照ください。)その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

また、本株主総会で本制度に関する議案が原案どおり承認可決された場合、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定です。

【本割当契約の内容の概要】

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より10年間(以下、「譲渡制限期間」という。)、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式(以下、「本割当株式」という。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下、「譲渡制限」という。)

(2) 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割

当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、中国の景気悪化に歯止めがかかってきた一方、エネルギー価格の高止まり、各国の輸入関税強化による企業活動の混乱、不安定な為替相場等の影響により、依然として不透明な状況が続いております。また、世界的な脱炭素化の流れは、米国の政権交代による政策変化などで一部の国や市場で停滞が懸念されるものの、中長期的には各国政府の方針に基づき、企業の設備投資の拡大が引き続き期待されております。

国内経済においては、個人消費や企業収益の回復によって経済活動の正常化が進み、雇用・所得環境が改善するなど緩やかな回復基調で推移しました。ただし、急激な為替の変動やエネルギー価格及び原材料価格の高騰等により、景気の先行きが不透明な状況に変化はありません。

このような状況下において、当社グループは環境を軸とした事業活動を展開し、サステナブルな社会の実現に貢献することを通じて、社会から必要とされる環境リーディングカンパニーとなることを目指し、2030年度を見据えた長期ビジョン「グランドビジョン2030」を2023年5月に策定して取り組みを進めております。グランドビジョン2030に向けた直近3年間を中期経営計画期間としており、中期経営計画においては、中長期的な成長が見込まれる半導体・電池及び電子部品業界向けの製品供給やサービス提供に注力することにより、事業成長・業績拡大を進めることとしております。また、使用済化学品の再資源化に対応するため、2024年6月に北九州市に子会社サンワマテリアルソリューションズ株式会社を設立いたしました。当連結会計年度においては、今後の成長ドライバーとなる半導体・電池及び電子部品業界向けの製品供給や産業廃棄物の有効利用等に注力いたしましたが、半導体業界の稼働回復遅れや電池業界の成長鈍化など外部環境の影響を大きく受ける状況となりました。

その結果、当連結会計年度における業績は、売上高16,040百万円（前期比407百万円増、2.6%増）、営業利益836百万円（前期比443百万円減、34.7%減）、経常利益897百万円（前期比463百万円減、34.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は591百万円（前期比450百万円減、43.2%減）となりました。

当社グループは、環境関連事業の単一セグメントであるため、セグメント毎の記載を省略しておりますが、主な事業は5つに区分しており、事業種類別の業績は次のとおりです。

① リユース事業

当事業は、廃棄物の再資源化に対する社会的ニーズが年々高まる中、サーキュラーエコノミーの形成に貢献していくことを目指し、有機溶剤、リン酸及び希少金属等の材料リサイクル推進とその付加価値向上に注力しております。資源価格及び各種コスト上昇分の価格転嫁を進めており、再生製品の販売価格が上昇していることに加え、一部顧客の工場において稼働が回復しており、再生品原料の収集量が増えていることから取扱数量も増加いたしました。その結果、売上高は3,972百万円（前年同期比28.7%増）となりました。

② リサイクル事業

当事業は、これまでに東西工場拠点において投資をしてきたリサイクル施設の稼働率を向上させるため、新規顧客開拓による取扱数量の増加に注力しております。産業廃棄物の収集を強化してきたため、取扱数量は増加しつつあるものの、単価の高い難処理物の取扱数量は減少し、引取平均単価は下落いたしました。その結果、売上高は5,555百万円（前年同期比1.4%減）となりました。

③ 化学品事業

当事業は、次世代自動車の台頭やIT技術・情報通信技術の高度化に伴い、半導体・電池等のマーケット拡大が期待される中、そのようなエレクトロニクス業界向けの製品供給に注力しております。しかしながら、一部顧客にて需要が回復したものの、生産調整に伴う需要低下等により、ファインケミカル製品の販売数量が伸び悩んでおります。その結果、売上高は3,175百万円（前年同期比10.7%減）となりました。

④ 自動車事業

当事業は、次世代自動車などの新しい可能性が広がる一方、従来からの部品加工分野は需要が縮小していくことが見込まれております。原価上昇分を売価へ転嫁する活動は進めてきたものの、金属加工油や潤滑油等の販売数量は伸び悩みました。その結果、売上高は2,384百万円（前年同期比11.0%減）となりました。なお、これまで自動車事業に含めておりました解体・清掃等の作業代を当連結会計年度よりPCB事業へ統合し名称をエンジニアリング事業に変更いたしました。前連結会計年度の自動車事業から作業代を除いた売上高は2,373百万円となります。

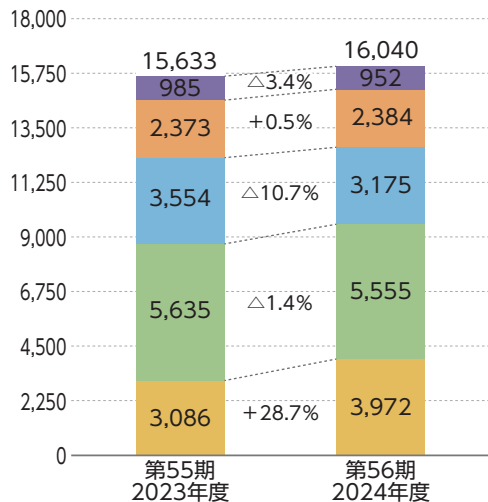
⑤ エンジニアリング事業

当事業は、当連結会計年度より名称をPCB事業からエンジニアリング事業に変更し、これまで自動車事業に含めておりました解体・清掃等の作業代を統合いたしました。PCB廃棄物を適切に処理する取り組みで培ったノウハウを活かし、今後増加が見込まれる化学プラント等の改廃ニーズを取込み、解体工事により発生する清掃・廃棄物処理等を一手に担い、ソリューション提供を通じて顧客の信頼を獲得し、事業を拡大していく活動に注力しております。その結果、売上高は952百万円となりました。なお、前連結会計年度のPCB事業に作業代を加えた売上高は985百万円となります。

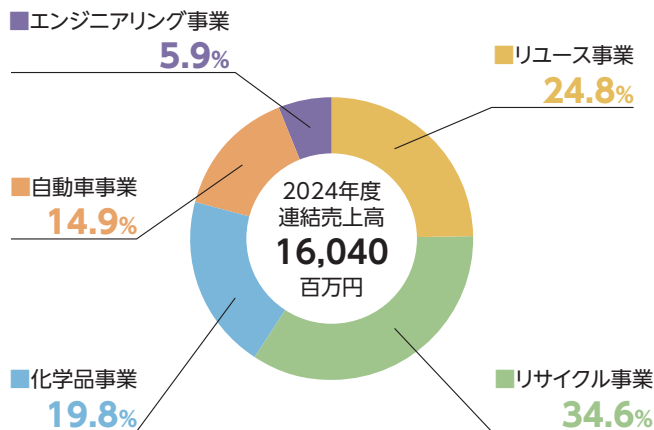
連結売上高構成

■ リユース事業 ■ 化学品事業 ■ エンジニアリング事業
■ リサイクル事業 ■ 自動車事業

(単位:百万円)



※2023年度は分類変更後の区分に組み換えしております



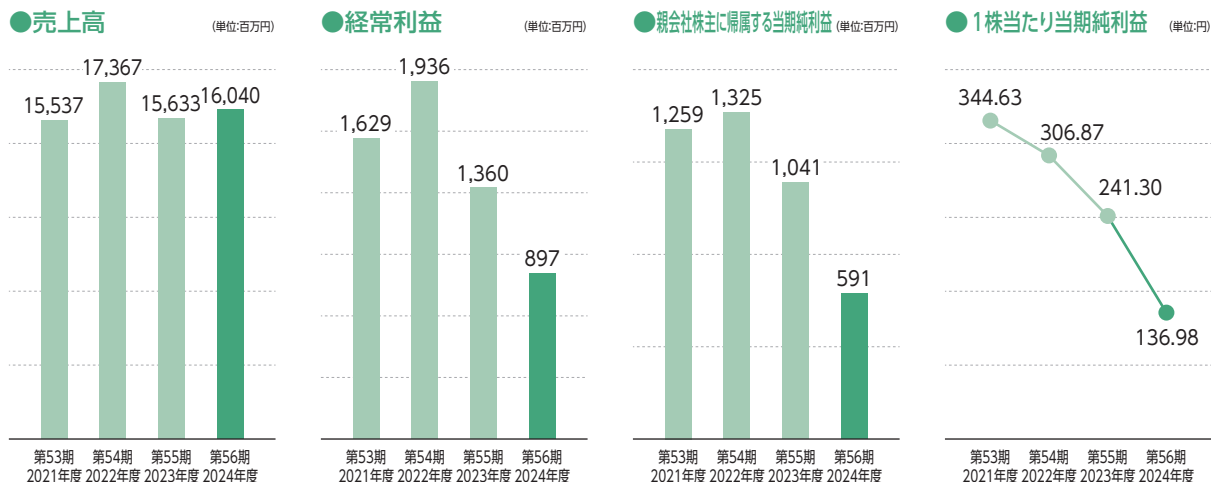
(2) 財産及び損益の状況

区 分	第53期 2021年度	第54期 2022年度	第55期 2023年度	第56期 2024年度
売 上 高 (百万円)	15,537	17,367	15,633	16,040
経 常 利 益 (百万円)	1,629	1,936	1,360	897
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,259	1,325	1,041	591
1 株当たり当期純利益 (円)	344.63	306.87	241.30	136.98
総 資 産 (百万円)	21,382	20,842	21,122	20,636

(注1) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

(注2) 当社は2021年6月18日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、第53期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

(注3) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。ただし、1株当たり当期純利益は小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。



(3) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、国内需要が底堅く推移することから、景気の回復基調は維持されることが期待される一方、米国の政策動向による世界経済の急減速、物価上昇に伴う消費の腰折れなど、景気の下振れリスクも懸念されることから、不確実性の高い経営環境が継続すると思われます。また、環境的な側面においてはESG/SDGsへの関心が広く浸透しつつあり、企業は経済的価値を追求するだけでなく、社会的価値の向上にも配慮したサステナビリティ経営が求められる傾向が強くなっております。

このような状況下において、当社グループは環境を軸とした事業活動を展開し、サステナブルな社会の実現に貢献するとともに、社会から必要とされる環境リーディングカンパニーとなることを目指し、さらなる成長を図ってまいります。

中部エリアの当社本社工場（愛知県刈谷市）、東日本エリアの当社茨城事業所（茨城県稲敷市）及び西日本エリアのサンワ南海リサイクル株式会社（連結子会社：和歌山県和歌山市）の国内3拠点を中心に、成長性の高い業界をターゲットとした製造設備への投資を進めるほか、物流の効率化等により輸送時のCO₂排出量削減に取り組んでまいります。

当社グループでは、リユース事業、リサイクル事業及び化学品事業を今後の成長ドライバーと位置付けております。化学品事業においては、半導体業界の回復遅れや電池業界の成長鈍化が見られるものの、中長期的には大きな成長が期待される半導体・電池及び電子部品業界への営業活動を強化し、高純度化学品の販売とともに使用済み廃棄物の再資源化に注力してまいります。リユース事業及びリサイクル事業においては、資源を海外からの輸入に依存している国内情勢に加え、昨今の資源価格の高騰や調達リスクへの対応、ESG/SDGsへの取り組みとして、国内での資源循環ニーズはますます高まっていくものと見込まれております。また、半導体産業が集積しつつある九州地方において再資源化ニーズに応えることを目的として、連結子会社サンワマテリアルソリューションズ株式会社を2024年6月に設立し、2027年4月の稼働に向けて準備を進めております。

独自の再資源化技術をさらに醸成し、マテリアルリサイクルを加速させることでサーキュラーエコノミーの形成に貢献するとともに、脱炭素に向けた大きな課題となっている重油・石炭等の化石燃料の代替として廃棄物由来エネルギーを供給すること等により、サステナブル社会の実現に貢献してまいります。

そのほか、当社グループにおいて恒久的に対処すべき課題は以下のとおりであります。

① コンプライアンス体制の整備、充実

当社グループは産業廃棄物のリユース・リサイクルをはじめとした環境関連事業を中心に事業を展開しております。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」をはじめとする環境関連法令の遵守は経営上の重要課題と位置付け、リユース・リサイクルのプロとしての意識向上、教育訓練、情報発信などの施策を継続的に実施し、顧客に信頼していただける事業活動を継続して実践してまいります。

② 重大事故及び労働災害発生防止の取り組み

当社グループは、多くの生産設備や運搬用車両を使用していることに加え、消防法上の危険物や酸・アルカリなど多種多様な化学物質を取り扱っております。当社グループにおいては、重大事故及び労働災害発生防止の取り組みとして、リスクアセスメントや定期的な安全講習会、教育確認テスト等を実施しておりますが、過去に当社工場で爆発事故や火災等が発生しております。特に、2017年3月には当社茨城事業所にて従業員1名が亡くなる重大な爆発・火災事故が発生しました。過去に当社工場で発生した爆発事故や火災等の原因を特定し、再発防止を目的とした対策を定め、全社展開しております。二度と事故が起こらないようにハード面・ソフト面それぞれの側面から安全対策を実施していくとともに、風化防止と安全に対する意識を高めるための継続的な教育・訓練を実施し、安全を最優先する文化をグループ内に根付かせてまいります。

③ 事業所体制の整備

中部地区にある本社（愛知県刈谷市）、東日本の拠点となる茨城事業所（茨城県稲敷市）、西日本の拠点となるサンワ南海リサイクル株式会社（連結子会社：和歌山県和歌山市）のグループ3拠点体制による事業の広域化と連携による効率化をさらに推進していく考えであります。茨城事業所においては、本社に次ぐ東日本エリアの拠点として、電子材料向け製品の製造から産業廃棄物の再資源化・有効利用まで幅広く手掛け、スマート社会・デジタル社会・環境負荷低減・資源有効利用の実現に貢献してまいります。西日本エリアのサンワ南海リサイクル株式会社においては、西日本エリアの拠点として、2020年11月より稼働開始した廃酸・廃アルカリの中和施設の他、2022年11月より汚泥や廃プラスチック類等の混練施設も稼働開始しており、さらなるリサイクル事業の推進と事業を通じた社会貢献をしてまいります。また、九州地方では半導体関連企業の工場建設や設備投資が急速に行われており、多量の産業廃棄物が発生すると予測されております。発生する有機溶剤等の産業廃棄物を再資源化し、循環型社会の形成に貢献していくことを目的として、連結子会社サンワマテリアルソリューションズ株式会社を2024年6月に設立し、2027年4月の稼働に向けて準備を進めております。

④ リサイクルによる付加価値の向上

当社グループは廃棄物を「燃やす、埋める」といった旧来の産業廃棄物処理の手法とは一線を画し、廃棄物を資源と捉え、入荷する廃棄物の性状を細かく分析し、再生製品として利用できるか確認し、可能な限り多くのリサイクル製品を製造することを事業の特長としております。循環型社会の形成に向けて、関連法令も含めてさまざまな制度により適正処理、3

R推進が図られている中、リニアエコノミー（直線経済）からサーキュラーエコノミー（循環経済）への転換のためには、再資源化技術とその品質確保が重要となります。当社グループは、「製品の製造・販売」から「使用済み廃棄物の再資源化・有効利用」までを「物流」や「品質保証」までも含めて一連の対応により、サーキュラーエコノミー形成に貢献することを目指しております。それらを推進していくためには、旧来の処理方法よりもコストが多くかかるという課題がありますが、より効率的な処理技術、付加価値の高いモノへ再資源化する手法を開発していくこと、収集運搬の効率化、幅広い業種を顧客に持つ当社グループの特長を活かしたリサイクル製品の活用推進を図ることが課題と考えます。

⑤ 技術力の向上と社内組織体制

当社グループは、廃棄物を「資源」と捉え、そのリユース・リサイクルを行うことを事業の根幹としております。近年の環境に対するニーズの多様化、高度化といった顧客の期待に応えるためには、より付加価値の高い、かつCO₂排出の少ないリユース・リサイクル技術が求められております。特に、半導体や電池に代表される電子材料分野や次世代自動車に係る業界は今後も飛躍的な成長が見込まれております。そのような分野では、より厳格な品質管理が要求される高純度化学品の供給や希少金属及びCFRP等の新素材の再資源化、廃電解液等の安全な処理と有効利用が求められております。当社グループでは、積極的な技術開発、設備投資、同業他社とのアライアンスなどを通じ、技術力を向上し続けることで収益の拡大と企業価値の向上に努めてまいります。そのためにも、営業部門・製造部門・研究開発部門が密に連携し、品質・付加価値の高い製品・サービスを提供できる組織体制を構築しております。

⑥ 社会的認知や協力体制の構築

当社グループはリユース・リサイクルを事業の中心として活動しておりますが、その社会的な認知が十分でないと考えております。「静脈産業（注）」とも呼ばれる当社グループの事業ですが、上場を契機に当社グループの事業内容を広くPRすることなどにより、行政や地域住民の方々、教育・研究機関や企業等との協力体制の構築をさらに推進することが課題と考えております。

⑦ 人材の確保と育成

当社グループ顧客の環境に対するニーズ、各種環境法令及び化学物質等の取扱いに係る規制や社会の意識などはより高度化し、細分化されていくものと考えております。顧客や社会の要求に応え、事業を伸ばしていくためには、これらのニーズに的確に対応していくことが必要となります。当社グループが事業を継続し、発展させていくためには、これらのニーズ

や要求に応え続けていくことが重要であり、必要な人材確保、育成を継続的に行っていくことが課題であると考えます。

⑧ 業務改善の推進

新型コロナウイルス感染症への対応も含めた働き方改革の推進において、企業活動における情報システムの活用は今後も増えていくものと認識しており、スピード感をもって適切な施策を実行することは経営上の重要な課題と認識しております。当社グループにおきましても適切なガバナンス体制を確保したうえで、投資も含めたITの効果的な利用、情報セキュリティの強化を重点的に実施し、業務の質の改善を図ります。

(注) 静脈産業

自然から採取した資源を加工して有用な財を生産する諸産業を、動物の循環系になぞらえて動脈産業ということに対して、それらの産業が排出した不要物や使い捨てられた製品を集めて、それを社会や自然の物質循環過程に再投入するための事業を行っている産業は静脈産業と呼ばれております。

(4) 主要な事業内容

事業	主要製品
リユース事業	産業廃棄物の高付加価値再資源化 (溶剤・酸・金属などのマテリアルリサイクル)
リサイクル事業	産業廃棄物の再資源化 (セメント・鉄鋼原料、サーマルリサイクル)
化学品事業	高純度溶剤、溶剤小分け販売、化学品受託製造
自動車事業	潤滑油・加工油、工業用洗浄剤、自動車副資材、ブライン
エンジニアリング事業	工場・設備の清掃・解体・撤去、PCB廃棄物処理に関するトータルコーディネート

(5) 主要な事業所、支店、営業所及び工場

① 当社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
茨城事業所	茨城県稲敷市	北海道営業所	北海道苫小牧市
東京支店	東京都中央区	中四国営業所	香川県高松市
大阪支店	大阪府吹田市	九州営業所	福岡県北九州市
石根工場	愛知県刈谷市	家下工場	愛知県刈谷市

② 子会社

名 称	所 在 地
サンワリ्यूーツ(株)豊明事業所	愛知県豊明市
サンワリ्यूーツ(株)茨城営業所	茨城県稲敷市
サンワ境リサイクル(株)西境工場	愛知県刈谷市
サンワ南海リサイクル(株)青岸工場	和歌山県和歌山市

(6) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

従 業 員 数	前期末比増減
431 (50)人	4人減

(注) 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(嘱託、パートタイマーを含む。)は、最近1年間平均雇用人員を()外数で記載しております。

② 当社の従業員数

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
277 (34)人	4人	36.5歳	9.3年

(注) 従業員数は就業人員(当社から当社外への出向者を除き、当社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(嘱託、パートタイマーを含む。)は、最近1年間平均雇用人員を()外数で記載しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
サンワリ्यूーツ株式会社	20百万円	100%	運送業、倉庫業

③ 事業年度末における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

●ご参考

● リサイクル拠点

● 営業所 / 工場

本社
石根工場
家下工場
サンワリ्यूーツ (株)
サンワ境リサイクル(株)

大阪支店

九州営業所

サンワマテリアルソリューションズ(株)
(建設中)

北海道営業所・工場

茨城事業所

東京支店

サンワ南海リサイクル(株)

中四国営業所

（８）主要な借入先及び借入額

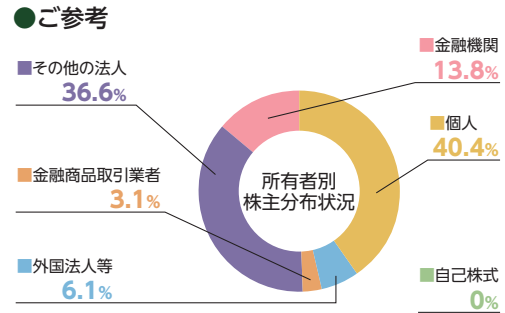
借 入 先	借入金残高（百万円）
碧海信用金庫	2,221
株式会社日本政策金融公庫	1,067
株式会社三井住友銀行	491
株式会社大垣共立銀行	305
南海化学株式会社	292
株式会社みずほ銀行	283
株式会社三菱UFJ銀行	250

（９）その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 13,624,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,317,894株
(自己株式106株を除く)
- (3) 当事業年度末の株主数 1,779名
- (4) 大株主（上位10名）



株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有限会社エムエムエス	1,504,000株	34.8%
三和油化社員持株会	348,447	8.1
柳 均	231,000	5.3
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	183,000	4.2
碧海信用金庫	168,000	3.9
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	132,300	3.1
柳 至	131,000	3.0
柳 忍	128,000	3.0
株式会社十六銀行	80,000	1.9
ベル投資事業有限責任組合	68,600	1.6

(注) 持株比率は自己株式106株を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

氏 名	地 位	担当及び重要な兼職の状況
柳 均	代表取締役社長	社長執行役員
熊 崎 聡	取締役	執行役員 経営管理部長
高 田 淳	取締役	執行役員 生管・DX推進部及び茨城事業所担当
和 田 浩 一	取締役監査等委員 (常勤)	
石 崎 勝 夫	取締役監査等委員	石崎公認会計士事務所 所長 石崎会計合同会社 代表社員 エイム株式会社 社外監査役 きぼう監査法人 代表社員 三州電線株式会社 監査役
神 谷 俊 一	取締役監査等委員	弁護士法人三浦法律事務所 弁護士 株式会社サガミホールディングス 社外取締役監査等委員 東海ソフト株式会社 社外取締役監査等委員 株式会社中外 社外取締役

- (注1) 和田浩一氏は常勤の監査等委員であります。情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員を選定しております。
- (注2) 石崎勝夫氏は、公認会計士として財務や会計に精通しており、当社取締役会における重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割が期待されることから、社外取締役に選任しております。
- (注3) 神谷俊一氏は、弁護士として企業に関する法務に精通しており、当社取締役会における重要事項の決定及び業務執行の監督、企業経営の健全性の確保、コンプライアンス経営の推進に十分な役割が期待されることから、社外取締役に選任しております。
- (注4) 当社は、石崎勝夫氏及び神谷俊一氏を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定める独立性基準の要求を充たしており一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定し両取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令で定める額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限ります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役を対象として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該契約は、被保険者が負担することとなるその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとしております。ただし、被保険者による悪意又は重大な過失がある場合の賠償金等については、補填の対象外としております。なお、当該保険契約の保険料は、全額を当社が負担しております。

(4) 取締役の報酬等に関する事項

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役（監査等委員を含む。）の報酬等の額又はその算定方法の決定に関するガイドラインを定め、2021年11月12日開催の取締役会において決議いたしました。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は固定額である基本報酬と当該事業年度の業績による賞与で構成されるものとし、基本報酬につきましては、役位や役割、経験に応じて、業績連動に当たる賞与につきましては、当該事業年度の収益や経営計画の達成に向けた方針の取り組み、会社を取り巻く経営環境等を総合的に勘案し、社外取締役に諮問したうえで取締役会において決定しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の決定に関する方針につきましては、取締役会決議に基づき代表取締役社長に委任するものとし、代表取締役社長は、各取締役と定期的に面談し、方針に対する進捗状況等を踏まえて評価し、各取締役の報酬を決定いたします。なお、代表取締役社長は、当該決定にあたって、社外取締役からの答申内容を尊重するものとし、社外取締役は決定手続きの客観性及び透明性を確保する観点から、各役員との個別面談や会議等への出席などを通じ、各取締役の業務執行状況を把握したうえで、代表取締役社長の評価プロセス、評価結果をレビューし、取締役会に報告をしております。なお、当社は在職中の功労に報いるため、役員退職慰労金規程により算出した役員退職慰労金を株主総会を経て退任時に支給しておりますが、業績連動性を高めた報酬制度への移行を目的とし、2022年3月14日開催の取締役会において役員退職慰労金制度は2022年6月30日をもって廃止することを決議いたしました。

当該事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額は、代表取締役社長柳均氏へ委任手続きを経て決定されていることから、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

当社全体の状況を俯瞰しつつ、各取締役の担うべき機能、役割に応じて報酬を判断するには代表取締役社長が最も適していることから、当該権限を委任しております。

② 取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	役員退職慰労 引当金繰入額	
取締役 (監査等委員である 取締役を除く。)	100,950	87,900	13,050	—	5
監査等委員である取締役 〔うち社外取締役〕	19,050 [7,200]	19,050 [7,200]	— [—]	— [—]	3 [2]
計	120,000	106,950	13,050	—	8

(注1) 当事業年度末日の取締役は6名（うち社外取締役は2名）、監査等委員である取締役は3名（うち社外監査等委員は2名）であります。

(注2) 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(注3) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2021年4月2日開催の臨時株主総会決議において年額300,000千円以内と決議されております。当該臨時株主総会終了時点の取締役の員数は7名（うち社外取締役は2名）であります。

(注4) 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2021年4月2日開催の臨時株主総会において年額50,000千円以内と決議されております。当該臨時株主総会終了時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役は2名）であります。

(注5) 業績連動性を高めた報酬制度への移行を目的とし、2022年3月14日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度は2022年6月30日をもって廃止することを決議しております。

③ 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬として取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して賞与を支給しております。取締役（監査等委員である取締役を除く。）に支給する業績連動報酬である賞与については、取締役会決議に基づき代表取締役社長にその具体的内容の決定を委任するものとし、代表取締役社長は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内において、取締役会で決定した固定報酬及び賞与決定に関する方針に基づき決定しております。なお、代表取締役社長は、当該決定にあたって、社外取締役からの答申内容を尊重しております。

報酬の種類	報酬の内容
基本報酬 (報酬の割合40～100%程度)	・月例の固定報酬とし、役位及び職責に応じて他社水準、当社の実績、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。
業績連動報酬である賞与 (報酬の割合0～60%程度)	・事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、前年度の業績に基づく指標を反映した現金報酬としております。 ・目標となる業績指標とその値は、適宜、環境の変化に応じて、社外取締役等に諮問し、その答申を踏まえ見直ししております。 ・個人別の目標達成度合いに応じて算出された額を、毎年、一定の時期に支給しております。

- ④ 非金銭報酬等の内容に関する事項
該当事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である法人と当社との関係
該当事項はありません。

- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

- ③ 当事業年度における主な活動内容

区 分	氏 名	取締役会 出席状況 (出席率)	監査等委員会 出席状況 (出席率)	発言状況及び社外取締役に 期待される役割に関して行った 職務の概要
取締役	石崎 勝夫	16／16回 (100%)	13／13回 (100%)	公認会計士としての見識に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
	神谷 俊一	16／16回 (100%)	13／13回 (100%)	弁護士としての見識に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

- ④ 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	38,320千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38,320千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料を入手し、報告を受けたうえで、当期の監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務執行状況、報酬見積の相当性などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意をしております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の適格性、独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難である場合や監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会への提出議案を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ 「社是」「経営理念」を制定し、取締役及び使用人はこれを遵守しております。
 - ロ 「取締役会規則」をはじめとする社内諸規程を制定し、取締役及び使用人はこれを遵守しております。
 - ハ 「コンプライアンス委員会」の下、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、実効性を確保しております。
 - ニ 取締役の職務の執行については、監査等委員会の定める監査方針に従い、経営機能に対する監査・監督を行うこととしており、取締役の法令違反の制御・防止に寄与しております。
 - ホ 内部通報制度を設け、役員及び使用人等が、社内において法令違反・不正行為が行われ又は行われようとしていることに気が付いたときは、通報しなければならないと定めております。会社は通報内容を守秘し、通報者に対して不利益な扱いを行いません。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ 「文書管理規程」に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理しております。
 - ロ 文書管理部署の総務部は、取締役の閲覧要求に対して、何時でもこれらの文書を閲覧に供しております。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ 「リスク管理規程」を制定し、関連する社内規程を整備し、当社グループの危機管理の体制整備及び運用を図っております。
 - ロ 「リスク管理委員会」の下、当社グループを取り巻くリスクを統括管理し、危機管理体制の維持・向上を図っております。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ 取締役会は中期経営目標を定め、それを具現化するために事業年度、部門毎の事業計画を策定するとともに、その達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績管理を行っております。

- 執行役員会及び経営会議等において経営に関する意思伝達、業務執行状況の報告、情報交換、重要な事項の審議を成し、経営環境の変化に即応できる効率的な管理体制の整備・運用を図っております。
 - ハ 組織及び職務に関する社内規程の整備・運用により、職務分掌、職務権限、職務責任の明確化を図り、迅速な意思決定と業務遂行を確保しております。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ 必要に応じて子会社へ役員を派遣し、業務執行を監督・監査しております。
 - 子会社の主体的な経営意思を尊重しつつ、関係会社管理に関する社内規程に基づく事業、財務、その他重要事項についての決裁及び報告制度の整備・運用により、業務執行を管理しております。
 - ハ 子会社のリスクは当社グループのリスクと捉え、危機管理に関する規程及び体制の整備運用を促し、当社グループでの情報の共有を図っております。
- ⑥ 当社監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ 監査等委員会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議のうえ、監査等委員会を補助すべき使用人を置くこととしております。
 - 監査等委員会を補助すべき使用人の任命、異動、評価、指揮命令権限等は、監査等委員会の事前の同意を得るものとし、当該使用人の監査等委員会以外の取締役からの独立性と指示の実効性を確保しております。
- ⑦ 当社グループの取締役及び使用人等並びに当社子会社の監査役が、当社監査等委員会に報告するための体制
- イ 当社グループの取締役及び使用人等並びに当社子会社の監査役は、当社及び子会社の業務及び業績に影響を与える重要な事項、法令違反等の不正行為、重大な不当行為については、監査等委員会に速やかに報告することとしております。また、監査等委員会は、前記に関わらず必要に応じて当社グループの取締役及び使用人等並びに当社子会社の監査役に対して報告を求めることができます。
 - 監査等委員会に報告を行った当社グループの取締役及び使用人等並びに当社子会社の監査役に対し、当該報告を行ったことを理由として何ら不利益を被らないことを担保しております。

- ⑧ 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ 監査等委員会は、定期的に代表取締役と意見交換を行うとともに、会計監査人や内部監査室とそれぞれ情報の交換を行うなど緊密な連携を図っております。
 - ロ 監査等委員から、その職務の執行について生ずる費用等の請求があった場合には、当該費用等が監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、これに応じるものとします。
- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 金融商品取引法の定めに従い、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制を整備・運用し、その状況を定期的に評価して内部統制の有効性・適切性の維持改善に努めております。
- ⑩ 反社会的勢力を排除するための体制
- 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断し、警察及び弁護士等の外部関係機関と連携し、毅然とした態度で組織的に対応します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の職務執行

当事業年度において、取締役会は16回開催され、経営に関する重要事項の決定を行うとともに、各取締役から業務執行の報告を行い、相互に監督しております。取締役の職務執行の適正性を高めるために社外取締役も常時出席いたしました。

重要案件の一部については、事前に執行役員会及び経営会議等において議論を重ね、問題点の抽出や解決策の検討等を行うことで、取締役の業務執行の適正性・効率性を補助しております。

② 監査等委員の職務執行

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名（うち、社外取締役2名）で構成され、毎月1回開催し、取締役の法令・定款遵守状況及び職務執行状況を監査し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるよう努めております。それ以外にも、取締役会・執行役員会及びその他重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手順を通して、経営に対する適正な監視を行っております。

また、内部監査室や会計監査人と連携して適正な監査の実施に努めております。

③ 内部監査

社長直属の内部監査室が、自部門を除きグループ会社を含めた全ての部署を対象に監査計画を策定し、定期的に内部統制の有効性や業務の効率性などについて監査し、その結果は社長及び監査等委員会に報告しております。

④ コンプライアンス確保

コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス委員会を3ヶ月に1回以上開催し、コンプライアンスの遵守状況の検証を行うとともに、内部通報制度を構築し、社内の通報窓口に加え、独立した弁護士による社外通報窓口も設けることで、コンプライアンス違反の早期発見・自浄作用の発揮に努めております。

⑤ リスク管理

リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会を3ヶ月に1回以上開催し、当社グループを取り巻くリスクの把握と対応策の検討を行い、発生防止に向けたコントロールを行っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

しかしながら、株主の皆様から付託を受けた経営者の責務として、当社株式の取引の状況や株主構成の状況等を常に注視しております。万一、当社株式の大量買付を企図する者が出現した場合には、社外の専門家も交え、当該買付者の意図の確認、事業計画の評価及び交渉を行います。そして、当該買付行為が当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に資しないと認められた場合には、具体的な対抗措置の要否及びその内容等を速やかに決定して開示し、そのうえで適切な対抗措置を講ずることの可能性を排除するものではありません。

なお、同意なき買収への対応方針の策定につきましても、重要な経営課題の一つと捉えており、買収行為を巡る法制度の整備や関係当局の判断及び見解も考慮しつつ、社会の動向も見極め、今後も継続して検討してまいります。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を経営の重要課題の一つと認識しております。配当政策につきましては、今後の事業展開に必要な投資及び財務体質の充実等を勘案のうえ、安定的な配当を継続して実施していく方針としており、剰余金の配当は、毎年3月31日を基準とする年1回の期末配当を基本として考えております。

当社は定款の定めにより、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって決定できる旨を定めております。また、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

上記方針に基づき当事業年度の配当金につきましては、期末配当として1株当たり43円としております。

内部留保資金の使途につきましては、経営体質強化と将来の事業展開に投資してまいります。

(注) 本事業報告の記載金額は表示単位未満を切捨て、比率は四捨五入にて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	6,077,525	流 動 負 債	4,174,105
現 金 及 び 預 金	1,626,575	買 掛 金	1,166,049
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	2,839,306	電 子 記 録 債 務	222,137
電 子 記 録 債 権	469,796	1 年 内 返 済 予 定 長 期 借 入 金	1,315,878
商 品 及 び 製 品	313,016	リ ー ス 債 務	3,044
仕 掛 品	164,023	未 払 法 人 税 等	134,877
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	417,700	賞 与 引 当 金	245,878
そ の 他	248,184	役 員 賞 与 引 当 金	37,900
貸 倒 引 当 金	△1,076	営 業 外 電 子 記 録 債 務	138,543
固 定 資 産	14,559,053	そ の 他	909,797
有 形 固 定 資 産	13,174,626	固 定 負 債	3,949,264
建 物 及 び 構 築 物	4,557,295	長 期 借 入 金	3,737,359
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	2,988,142	リ ー ス 債 務	5,725
土 地	4,869,085	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	198,071
リ ー ス 資 産	7,972	退 職 給 付 に 係 る 負 債	2,551
建 設 仮 勘 定	426,484	繰 延 税 金 負 債	3,395
そ の 他 (純 額)	325,645	の	2,160
無 形 固 定 資 産	96,247	負 債 合 計	8,123,369
投 資 そ の 他 の 資 産	1,288,178	(純 資 産 の 部)	
投 資 有 価 証 券	660,720	株 主 資 本	12,039,803
破 産 更 生 債 権 等	2,991	資 本 金	1,588,320
退 職 給 付 に 係 る 資 産	142,964	資 本 剰 余 金	1,542,906
繰 延 税 金 資 産	30,745	利 益 剰 余 金	8,908,959
そ の 他	453,749	自 己 株 式	△382
貸 倒 引 当 金	△2,991	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	286,260
資 産 合 計	20,636,579	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	286,260
		非 支 配 株 主 持 分	187,146
		純 資 産 合 計	12,513,209
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	20,636,579

(注) 記載金額は、表示金額未満を切捨てて表示しております。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

いし参考

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	16,040,490
売上原価	11,536,341
売上総利益	4,504,149
販売費及び一般管理費	3,667,889
営業利益	836,260
営業外収益	
受取利息及び配当金	19,402
受取賃貸料	22,763
受取保険金	12,934
補助金収入	29,033
物品売却益	16,820
その他	15,942
営業外費用	
支払利息	24,982
損害補償損失引当金繰入額	14,194
その他	16,260
経常利益	897,721
特別利益	
固定資産売却益	1,816
特別損失	
固定資産除売却損	1,642
税金等調整前当期純利益	897,895
法人税、住民税及び事業税	329,333
法人税等調整額	△30,445
過年度法人税等	16,387
当期純利益	582,620
非支配株主に帰属する当期純損失	8,851
親会社株主に帰属する当期純利益	591,472

(注) 記載金額は、表示金額未満を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2024年4月1日残高	1,588,320	1,542,906	8,490,204	△326	11,621,104
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△172,716		△172,716
自己株式の取得				△56	△56
親会社株主に帰属する当期純利益			591,472		591,472
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計			418,755	△56	418,699
2025年3月31日残高	1,588,320	1,542,906	8,908,959	△382	12,039,803

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
2024年4月1日残高	419,850	419,850	38,497	12,079,452
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△172,716
自己株式の取得				△56
親会社株主に帰属する当期純利益				591,472
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△133,590	△133,590	148,648	15,058
連結会計年度中の変動額合計	△133,590	△133,590	148,648	433,757
2025年3月31日残高	286,260	286,260	187,146	12,513,209

(注) 記載金額は、表示金額未満を切捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目		金 額	科 目		金 額
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
流 動 資 産		6,047,485	流 動 負 債		4,828,603
現金及び預金		1,537,302	電 子 記 録 債 務		246,018
受取手形		30,444	買掛金		1,385,508
電子記録債権		415,426	短期借入金		1,076,895
商品及び製品		2,735,984	1年内返済予定長期借入金		1,060,942
仕掛品		311,893	リース債		3,044
材料及び貯蔵品		157,637	未払金		126,854
前払費用		414,358	未払法人税等		428,958
短期貸付金		5,651	未払消費税		57,629
未収入金		124,586	前受り金		26,046
倒引当金		155,952	営業外電子記録債		85,697
その他資産		158,736	賞与引当金		13,797
固定資産		△1,076	役員賞与引当金		114,662
有形固定資産		588	長期借入金		175,749
建物		11,368,175	役員退職慰労引当金		26,800
構築物		8,559,502	受入保証金		2,454,982
機械及び装置		1,548,701	繰延税金負債		2,243,261
車両運搬具		1,046,540	繰延税金負債		183,110
工具、器具及び備品		1,830,279	繰延税金負債		16,981
土地		19,870	繰延税金負債		5,725
リース資産		259,523	繰延税金負債		3,743
建設仮勘定		3,624,138	繰延税金負債		2,160
無形固定資産		7,972	負債合計		7,283,586
ソフトウェア		222,475	(純資産の部)		
投資その他の資産		68,140	株 主 資 本		9,845,814
投資関係会社株		68,140	資 本 剰 余 金		1,588,320
長期貸付金		2,740,533	資本準備金		1,512,264
差入保証金		660,720	利益剰余金		1,512,264
保険積立金		639,200	利益剰余金		6,745,613
破産更生債権		938,178	その他利益剰余金		25,000
前払年金費用		84,575	特別償却準備金		6,720,613
倒引当金		271,306	別途積立金		3,480
その他		2,991	繰越利益剰余金		2,000,000
資産合計		17,415,660	自己株 式		4,717,132
			評価・換算差額等		△382
			その他有価証券評価差額金		286,260
			純 資 産 合 計		10,132,074
			負債・純資産合計		17,415,660

(注) 記載金額は、表示金額未滿を切捨てて表示しております。

損益計算書（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		13,372,010
売上原価		9,071,141
売上総利益		4,300,869
販売費及び一般管理費		3,985,957
営業利益		314,912
営業外収益		
受取利息及び配当金	153,304	
受取賃貸料	52,456	
業務受託収入	32,508	
その他の	81,104	319,373
営業外費用		
支払利息	16,986	
損害補償損失引当金繰入額	14,194	
その他の	15,218	46,399
経常利益		587,886
特別利益		
固定資産売却益	316	316
特別損失		
固定資産除却損	1,642	1,642
税引前当期純利益		586,561
法人税、住民税及び事業税	169,554	
法人税等調整額	△34,556	
過年度法人税等	16,387	151,385
当期純利益		435,175

(注) 記載金額は、表示金額未満を切捨てて表示しております。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

参考

株主資本等変動計算書（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	利益剰余金				自己株式
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			利益剰余金合計	
					特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金		
2024年4月1日残高	1,588,320	1,512,264	1,512,264	25,000	11,114	2,000,000	4,447,039	6,483,153	△326
事業年度中の変動額									
特別償却準備金戻入額			－		△7,634		7,634	－	
剰余金の配当			－				△172,716	△172,716	
自己株式の取得									△56
当期純利益			－				435,175	435,175	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）			－					－	
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	△7,634	－	270,093	262,459	△56
2025年3月31日残高	1,588,320	1,512,264	1,512,264	25,000	3,480	2,000,000	4,717,132	6,745,613	△382

	株主資本 合計	評価・換算差額等		純資産合計
		その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2024年4月1日残高	9,583,411	419,850	419,850	10,003,262
事業年度中の変動額				
特別償却準備金戻入額	－		－	－
剰余金の配当	△172,716		－	△172,716
自己株式の取得	△56			△56
当期純利益	435,175		－	435,175
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	－	△133,590	△133,590	△133,590
事業年度中の変動額合計	262,402	△133,590	△133,590	128,812
2025年3月31日残高	9,845,814	286,260	286,260	10,132,074

（注）記載金額は、表示金額未満を切捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

三和油化工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中 村 哲 也
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 山 田 昌 紀
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三和油化工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三和油化工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

三和油化工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中 村 哲 也
業 務 執 行 社 員指定有限責任社員 公認会計士 山 田 昌 紀
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三和油化工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第56期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月19日

三和油化工業株式会社 監査等委員会
常勤監査等委員 和田 浩 一 ㊟
監査等委員 石崎 勝 夫 ㊟
監査等委員 神谷 俊 一 ㊟

(注) 監査等委員石崎勝夫及び神谷俊一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

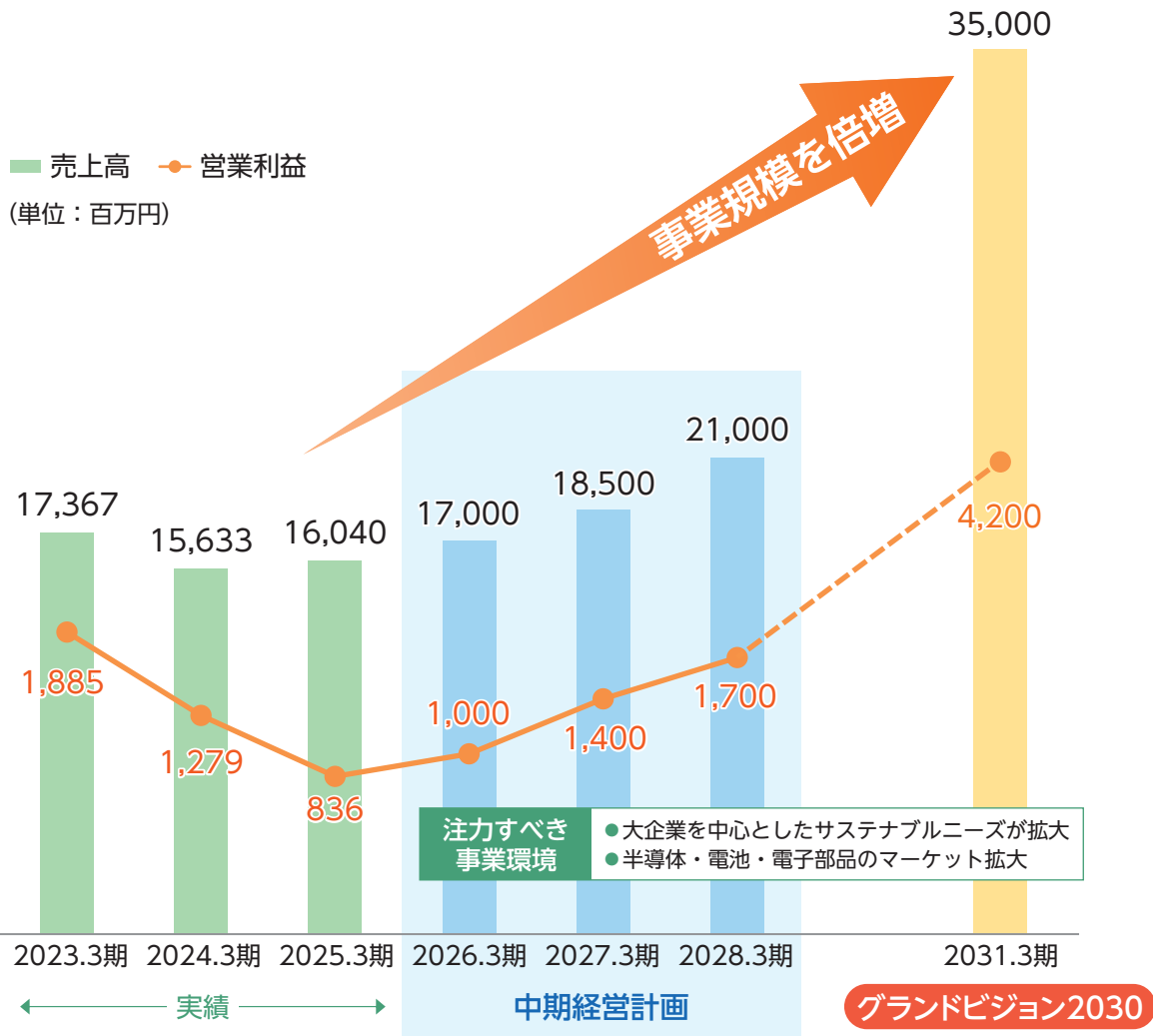
株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
期末配当金 受領株主確定日	3月31日
中間配当金 受領株主確定日	9月30日
定時株主総会	毎年6月
株主名簿管理人 特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
同事務取扱場所	名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
郵便物送付先 (電話照会先)	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 TEL 0120-782-031 (フリーダイヤル) 受付時間 土日休日及び12/31～1/3を除く9:00～17:00
上場証券取引所	東京証券取引所スタンダード市場 名古屋証券取引所メイン市場
監査法人	有限責任 あずさ監査法人
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 公告掲載URL https://www.sanwayuka.co.jp

TOPICS

1. グランドビジョン2030

- 売上高 350億円 (2025年3月期比：2.2倍)
- 営業利益 42億円 (2025年3月期比：5.0倍)
- 営業利益率 12% (2025年3月期：5.2%)



■ 事業環境と当社グループの強みを踏まえて、経済的価値と社会的価値の向上を図る

事業環境

大企業を中心とした
サステナブルニーズ

- 国内での資源循環、サーキュラーエコノミー
- 化石エネルギーからの転換、脱炭素
- 資源調達リスク等の課題解決

半導体・電池・電子部品の
マーケット拡大

- 新たな工場建設への投資が加速
- 次世代自動車シフトによるサプライチェーン変化
- 微細化に伴う品質要求厳格化と再生材ニーズ

自社グループの強み

- ① 全国から様々な廃棄物を集める仕組みと特徴ある産廃許可を保有
- ② 輸入依存資源をマテリアルリサイクルできる高度な分離・精製技術を保有
- ③ リサイクル企業であり、メーカーである
- ④ 廃棄物から電子材料まで幅広い事業領域
- ⑤ 全国の優良企業との直需取引

⇒ 拡大するニーズ・マーケットに対し、世の中の役に立つ仕事を通じ「社会から必要とされる環境リーディングカンパニー」を目指す

2. 成長分野に対しての中期売上見込

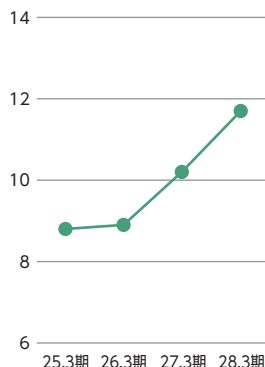
① 半導体業界向け売上見込

半導体業界の成長に伴う旺盛な需要に対応
高純度溶剤販売で化学品事業を拡大

- 段階的に設備投資を実施し、生産能力を増強
 - ・ 2025年度：本社工場の新設蒸留塔稼働開始
 - ・ 2027年度：九州地区新工場に蒸留塔3基新設
⇒高まる需要に応えることで販売を拡大
- 前処理技術を開発し、エネルギー利用量の減らして、コスト削減や低CO₂排出量の製品展開を計画

半導体業界向け売上見込

(億円)



▲本社工場蒸留塔

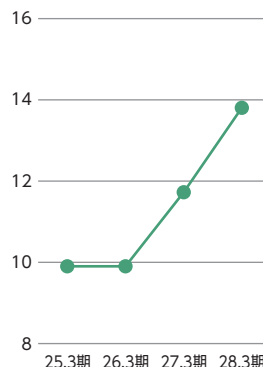
② 電池業界向け売上見込

電池向け機能材（バインダー）の販売を拡大
溶剤販売及び再生で化学品・リユース事業を拡大

- 中部地区を中心に次世代自動車の生産が増大
⇒電池向け製品の販売が拡大
- 電池メーカーが計画を後倒し、足元の成長は鈍化（長期的な展望に変化はなく拡大の見通し）
⇒将来の需要拡大に備え投資計画に変更なし

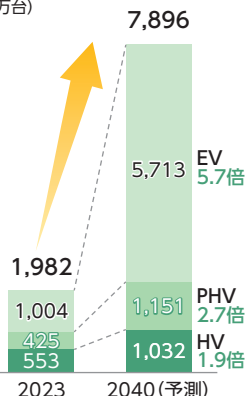
電池業界向け売上見込

(億円)



HV・PHV・EVの世界市場
(乗用車・新車販売台数)

(万台)



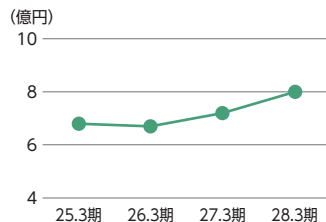
出典：富士経済「2024年版HEV、EV関連市場徹底分析調査（2024年10月18日）」

③ 電子部品業界向け売上見込

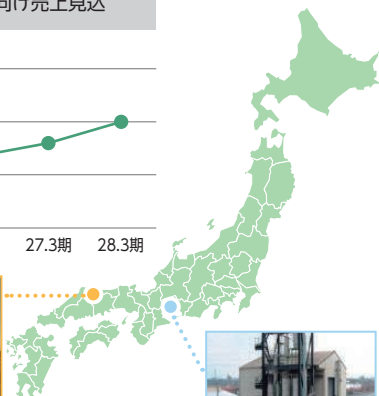
収集運搬・分析・再生・品質保証まで
当社グループによるトータルコーディネート

- 電子部品の製造工程で排出される溶剤廃液を再生
- 次世代自動車の計画見直しにより成長速度は鈍化
- アライアンス先含め複数拠点にて対応し地産地消（運送コスト低減、運送時CO₂排出抑制）

電子部品業界向け売上見込



アライアンス先
蒸留再生設備



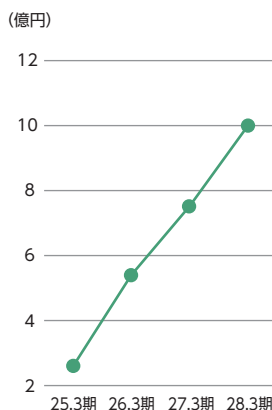
石根工場
蒸留再生設備

④ 解体・作業等の売上見込

特定建設業許可による解体から化学物質取扱の
プロとして清掃作業・再資源化まで一手に引受

- 他事業で培ってきた石油・化学関連企業との強固な関係性を活かし、プラント改廃ニーズに応え受注
- 人材確保及び協力会社を増やし多様なニーズに応えることのできる体制整備

解体・作業等の売上見込



グループの機能

三和油化工業
元請として仕事を採配

サンワ分析センター
アスベスト分析等

サンワリ्यूーツー
廃棄物収集運搬
清掃作業等

サンワ南海リサイクル
サンワ境リサイクル
廃棄物再資源化

3. 子会社サンワマテリアルソリューションズ株式会社

- グランドビジョン2030の実現に向け、約80億円を投資し九州地区に新工場建設
- 第1期工事においては成長性の高い半導体業界をターゲットに再資源化ニーズを取込む

成長エリアにおけるリユース・リサイクル

- 九州地区は半導体関連の工場建設・投資が活況
- 有機/無機化学品の需要が増えていく見通し
- 半導体を中心とした動脈産業の大きな成長見通しに対し、廃棄物の再資源化を行う静脈産業※の体制は不十分

当社の役割

成長が期待できる地域での新工場建設

- 地産地消の再資源化を実施し、サーキュラーエコノミーの実現に貢献
- 資源調達リスクに対するBCP対応、製造業顧客のコスト低減、バリューチェーンにおけるCO₂排出量の低減等に貢献

サンワマテリアルソリューションズ(株)北九州工場(仮称)

九州地区に集積している半導体メーカーより排出される使用済化学品の再生を主軸にマテリアルリサイクル・サーマルリサイクルによる再資源化ニーズに対応

所在地 北九州市戸畑区牧山5丁目
(AGC株式会社 北九州事業所内)

稼働開始 2027年4月 (予定)

建設費用 第1期工事として約80億円
(先進的な資源循環投資促進事業補助金の給付が最大20億円)

売上計画 2028年3月期 約12億円

工場外観(予想図)



※静脈産業：資源を加工して有用な財を生産する諸産業を動脈産業ということに対して、それらの産業が排出した不要物等を社会や資源循環過程に再投入するための事業を行っている産業

子会社サンワマテリアルソリューションズ株式会社の事業

- 九州エリアを中心に成長が見込まれる半導体関連企業等の産業廃棄物をマテリアルリサイクル
- マテリアルリサイクルとサーマルリサイクルの2段階構えで、**サステナブル社会の実現に貢献**



当社は、一般的な廃棄物処理事業者が設置する焼却炉、埋立施設等の周辺環境への影響が懸念される設備は設置しません。

4. 農業プロジェクト（農福連携）

- 農業を通じて「農業人口増加への貢献」「食料自給率の向上」「カーボンニュートラルへの貢献」「資源循環の推進」「社会貢献」を目指しています。

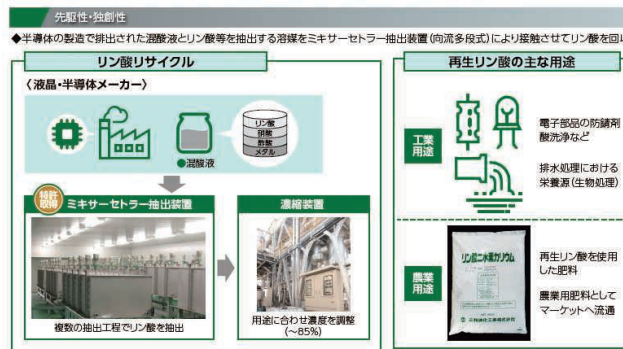


農林水産省の大臣官房みどりの食料システム戦略グループより三菜果のミニトマトは温室効果削減製法である事の認定を受けました。

- 愛知環境賞「銀賞」を受賞しました。



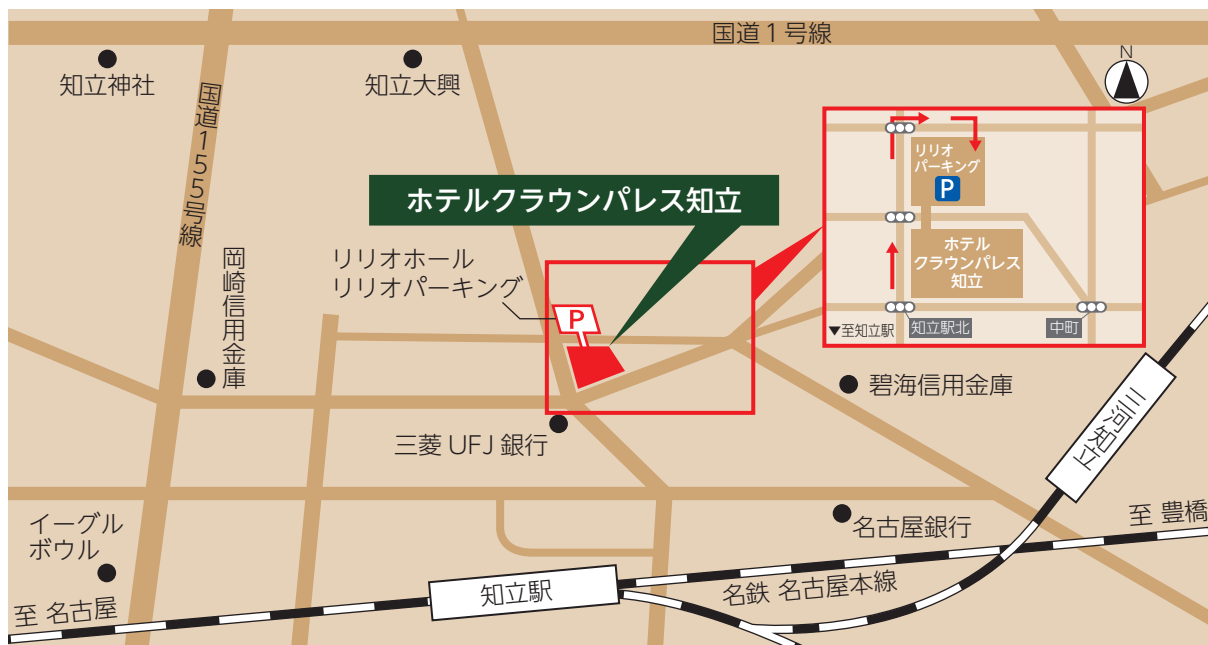
半導体製造工程由来のリン酸廃液を、独自の抽出法によって再資源化し、農福連携に取り組んだことは、地域共生社会やカーボンニュートラルの実現に大きく貢献するものと高く評価されました。



◆半導体由来のリン酸肥料を国内で初めて肥料登録し、農業分野に流通

株主総会会場ご案内図

会場 ホテルクラウンパレス知立 3階セントピアホール
愛知県知立市中町中128番地
TEL 0566-85-3939



- 最寄駅
名鉄知立駅 北改札口より徒歩3分
- 駐車場
会場北側のリリオパーキングをご利用ください。

※駐車可能な台数には限りがございますので
あらかじめご了承ください。